

高等教育コンソーシアムみえの入会及び退会に関する規程

(趣旨)

第1条 「高等教育コンソーシアムみえ」規約第14条の規定に基づき、高等教育コンソーシアムみえ（以下「コンソーシアム」という。）の正会員、特別会員及び賛助会員の入会及び退会等に関し必要な事項を定める。

(手続)

第2条 正会員、特別会員又は賛助会員になることを希望する機関、団体又は個人は、入会申込書をコンソーシアムの会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 正会員、特別会員又は賛助会員が退会するときは、退会する日の3か月前までに退会届を会長に提出し、会長は、直近の総会で報告するものとする。

(決定及び通知)

第3条 会長は、総会において入会の可否を決定したときは、決定通知書により、申込者に通知する。

(負担金及び会費)

第4条 正会員、特別会員又は賛助会員は、次に定める負担金又は会費をコンソーシアムに納入するものとする。

(1) 正会員の負担金は、総会の決議により定める。

(2) 特別会員の会費は、徴収しない。

(3) 賛助会員は、一口10,000円(会計年度単位)の会費を支払うものとする。

(4) 会計年度の途中で入会した賛助会員のその会計年度の会費は、総会の決議によってこれを減免することができる。

2 会費は、毎会計年度の4月末日までに納入しなければならない。ただし、会計年度の途中に入会した場合においては、入会決定通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。